

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成 18年 7月 3日 制 定
令和 6年 3月 22日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「岡ト協」という。）が行う事業用トラックの事故撲滅対策の一環として、事故防止並びに飲酒防止を図るため安全装置等（以下「装置」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める装置を新たに導入、または事業用貨物自動車に取り付ける会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象装置)

第3条 助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とし、当該年度4月1日以降3月15日までに装着、支払いが完了したものとする。なお、(1)から(4)の装置については、後付け装置を対象とする。

- (1) 後方視野確認支援装置は、別表1に定めるものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- (2) 側方視野確認支援装置は、車両総重量7.5トン以上の中型自動車及び大型自動車の左側に装着された別表2に定めるものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- (3) 側方衝突監視警報装置は、車両総重量7.5トン以上の中型自動車及び大型自動車（ただしトラクタ・トレーラに装着する場合はトラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のもの）の左側に装着された別表3に定めるものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。
- (4) 呼気吹き込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとし、別表4に定めるものとする。
- (5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、別表5に定めるものとする。なお、安全性優良事業所（Gマーク事業所）が導入する場合に限り助成対象とする。
- (6) 大型車用トルク・レンチは、型式等の特定は行わないが、自立型トルク・

レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含み、「600N・m」以上の締め付け能力を有することがカタログ等で確認できるものとする。なお、助成対象は車両総重量8 t以上の事業用トラックを管理する事業所において導入した場合とし、1会員あたり1台を限度とする。

(7) 衝突防止補助装置は、別表6に定めるものとする。なお、装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成額)

第4条 助成金額は、次のとおりとする。ただし、取得価格には消費税及び地方消費税を含まない。また、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

(1) 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、1台あたり取得価格の1/2上限2万円とし、両装置の機能を有する場合、また、両装置を併せて導入した場合には上限4万円とする。

(2) 呼気吹き込み式アルコールインターロックについては、1台あたり取得価格の1/2上限6万円とし、1会員あたり2台を上限とする。

(3) 側方視野監視警報装置については、1台あたり取得価格の1/2上限10万円とする。

(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器については、1台あたり取得価格の1/2上限2万円とする。

(5) 大型車用トルク・レンチについては、1台あたり取得価格の1/2上限3万円とし、1会員あたり1台を限度とする。

(6) 衝突防止補助装置については、1台あたり取得価格の1/2上限3万円とし、1会員あたり10台を限度とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 申請者は、第3条に掲げる装置の導入または装着が完了した場合、別紙様式による「安全装置等導入促進助成申請書兼交付請求書」(様式1)を、当該年度3月15日までに岡ト協に提出するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

3 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 岡ト協は、前条の「安全装置等導入促進助成申請書兼交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第7条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岡ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年7月3日より施行する。

本要綱は平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)

本要綱は平成30年4月1日より施行する。(平成30年3月27日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は令和2年4月1日より施行する。(令和2年3月25日改正)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)

本要綱は令和5年4月1日より施行する。(令和5年3月20日改正)

本要綱は令和6年4月1日より施行する。(令和6年3月22日改正)